

○こうち人づくり広域連合監査委員処務規程

平成15年 8 月 4 日

監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、こうち人づくり広域連合監査委員条例（平成15年条例第2号）第5条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合監査委員の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員の職務等)

第2条 代表監査委員の担任する事務は、法令で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 監査委員の予算の経理に関すること。
- (2) 公印及び書類の保管に関すること。
- (3) 書記の任免、給与及び服務その他勤務条件に関すること。
- (4) その他監査委員の庶務に関すること。

(監査の方法)

第3条 監査は、文書、帳簿、調書、証書類等の提出を求めるほか、関係人の出席を求め、照合、実査、質問等の方法により行う。

2 監査委員は、必要があると認めるときは、指定金融機関が取り扱うこうち人づくり広域連合（以下「広域連合」という。）の公金の収納又は支払の事務及び預金の状況等について、直接監査することができるものとする。

(書記)

第4条 代表監査委員は、こうち人づくり広域連合事務局職員のうちから書記を任命する。

2 書記は、代表監査委員の命を受け、監査委員の事務の補助及び庶務を行うものとする。

3 代表監査委員の権限に属する事務のうち、書記が専決できる決裁事項は、広域連合の事務局長の例によるものとする。

4 この規程によるもののほか、書記の服務並びに事務及び文書の処理に関しては、広域連合の例による。

(公印の種類等)

第5条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、用途及び公印管理者（以下「管理者」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(公印の作成又は改刻等)

第6条 管理者は、公印を作成又は改刻しようとするときは、あらかじめ、代表監査委員の承認を得なければならない。

2 その他公印について必要な事項は、こうち人づくり広域連合公印規程（平成14年こうち人づくり広域連合訓令第6号）の例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

公印の種類	ひな型	書体	寸 法 (ミリメートル)	用途	管理者
1 代表監査 委員印	こうち人づくり 広 域 連 合 代 表 監 査 委 員 印	てん書	方18	一般文書用	書記
2 監査委員 印	こうち人づくり 広 域 連 合 監 査 委 員 印	てん書	方18	一般文書用	書記